# 一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会

西濃支部規約



平成22年 4月14日

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 西濃支部

# 一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会西濃支部規約

#### (名称及び事務所)

第1条 この組織は、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会(以下県代協という) 西濃支部(以下支部という)と称し、事務所を支部長宅に置く。

#### (目的及び組織)

- 1. 支部は、その官轄地域内に営業所または住所を有する、県代協正会 第2条 員、一般会員及び準会員・賛助会員をもって組織する。
  - 2. 支部は、地域に密着し、事業活動を推進すると共に、県代協の事業 目的遂行のため最善の努力を行い、併せて会員相互の親睦を図るこ とを目的とする。

(役員)

- 第3条 支部に次の役員を置く。

  - ① 支部長 1名② 副支部長 2名③ 書 記 1名

- ④ 会計 1名 ⑤ 理事 若干名 ⑥ 監査 1名

## (役員の選任)

- 第4条 1. 理事は、支部総会において正会員の中から選任する。
  - 2. 支部長、副支部長、書記、会計は理事会において理事の中から互選し、 支部総会の承認を得るものとする。

## (役員の職務)

- 第5条 1. 支部長は、支部を代表して支部に関する会務を統括し県代協との連携 にあたる。
  - 2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はその職務を代行する。
  - 3. 書記は、支部活動の議事録を県代協事務局に報告する。
  - 4. 会計は、支部の会計一般を処理しこれを支部総会に報告する。
  - 5. 理事は、理事会を組織し支部に関する会務を審議する。
  - 6. 監事は、支部の会計処理を監査し支部総会に報告する。

#### (顧問及び相談役)

- 第6条 1. 支部に顧問または相談役若干名を置くことができる。
  - 2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により支部長が委嘱する。
  - 3. 支部長を退任したる者は、理事会の推薦により顧問とする。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(補充により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。)

#### (会議)

- 第8条 1. 支部は、支部総会、理事会及び例会をもって運営する。
  - 2. 支部総会は毎年4月に開催し、理事会、例会は必要に応じ支部長が召集する。
  - 3. 支部総会は、正会員の過半数(委任状を含む)を以て成立する。
  - 4. 支部総会、理事会の議長は、その会合において、出席者の中から選任する。

#### (総会の付議事項)

- 第9条 支部長は、以下の事項を支部総会に付議する。
  - ① 会務報告
  - ② 収支決算及び予算
  - ③ 規約の変更
  - ④ 役員の選任
  - ⑤ その他重要と認めた事項

## (議決)

- 第10条 1. 支部総会、理事会における決議は、出席者(委任状を含む)の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は支部長の裁決による。
  - 2. 例会は、会員相互の研鑽、討議意見交流及び親睦の会合とし、必要に応じ理事会を提議する。

## (会計年度)

第11条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

#### (支部経費)

- 第12条 支部の経費は、県代協規定による経費及びその他の収入をもってあてる。 (その他)
- 第13条 本規約に定めなき事項については、県代協の諸規則に準ずるものとする。

#### (付則)

- 1. 本規約は、昭和63年11月17日より実施する。
- 2. 平成17年4月20日に規約一項目追加。
- 3. 本規約は平成21年4月1日より一部改定する。
- 4. 本規約は平成22年4月14日より一部改定する。 (第2条-3、第3条-⑦、⑧、第4条-3、第5条-7、-8 第8条-1、第10条-2 ブロック会 削除)